

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求に係る保有個人情報について、処分庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人の法定代理人親権者（以下「法定代理人父」という。）は、審査請求人に代わって令和7年4月23日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、以下の保有個人情報の開示を請求した（以下、「本件開示請求」という。）。

戸籍上の氏名：〇〇（〇〇小学校）の令和5年度の下記の情報

・成績通知表・健康診断結果・家庭状況調査表・保健調査表・学齢簿・学級通信・出席簿・学校生活指導管理表・学童保育通信・クラス写真・学校行事の写真・学童保育の名簿・学童保育の写真

(2) 不開示決定

処分庁は、当該文書の存否を答えること自体が、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあり、法第78条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法第81条及び第82条第2項の規定に基づき、令和6年5月7日付けでその存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定（以下、「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和7年5月19日受付で、本件処分は、法第78条第1項に定める保有個人情報の開示義務に違反しているとして、本件処分を取り消し、改めて請求対象情報の開示を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、審査請求書、反論書、補充意見書及び意見陳述から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 法定代理人父は、子供たち（法定代理人父の二女および長男、審査請求人、法第78条第1項第1号に定めのある開示請求者）に関する下記の事実を知っており、請求対象情報が存在することも把握しているため、請求対象情報は法第81条にいう存否に関する情報には該当しない。

・〇〇小学校に令和〇年〇月～〇月に通学していた事実

・令和〇年4月からは、〇〇県〇〇郡〇〇町内の学校に通学している事実

(2) 法定代理人父は子供たちならびに配偶者との接触は禁じられておらず、また現在は通学していない学校の過去の情報を開示することで子供たち（開示請求者）の生命・健康・生活・財産等が侵害される恐れはない。そのため請求対象情報は法第78条第1項第1号

答申第8号

に該当する情報には当たらない。

- (3) 教育基本法第10条第2項において、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定められており、また学校教育法第16条では、「保護者（子に対して親権を行う者）は子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とされている。審査請求人の親権者である法定代理人父は、これに基づき審査請求人の教育その他に要する費用を負担する等の義務を果たしており、保護者として地方公共団体から情報の提供を受ける権利がある。
- (4) 本件決定は、不十分な調査により、「何ら法的に制約なくまた落ち度のない親権者である法定代理人父に過去の情報を開示することにより、法定代理人父が開示請求者である実子の生命、健康、生活または財産を侵害する恐れがある」と行政が決めつけた、法定代理人に対する極めて重大な人権侵害を含む決定である。
- (5) 子供たちの母が法定代理人父からDVを受けており、その住所等を探索するおそれがあったため存否応答拒否をしたと述べているが、DVの事実はなく、また、「関係機関」というあいまいな表現を用い、そのDVとされる記録が実在する証拠をしめすことはできなかった。また、現在〇〇県に居住する子供たちの住所を、〇〇小学校の成績表等から推認することができるはずがなく、仮にそのような記載があつて公開すべきでない判断するならばマスキングすれば済むことであり、法に定められた保護者の情報開示義務を果たさない処分は違法である。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、弁明書及び事情聴取から審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分の時点において、関係機関等から、本件開示請求者本人の母であり、親権者（監護者）である〇〇（以下、単に「母」という。）が本件開示請求者本人の法定代理人父からのDVを理由に本件開示請求者本人を含む子らを連れて法定代理人父のもとから避難している、との情報を把握していた。この点、処分庁は、母のいうDVの対象が母のみか、子らまでを含むものかまでは把握していなかったが、仮に子を対象としないものであったとしても、児童が同居する家庭における配偶者に対する身体的・心理的暴力（いわゆるDV）は児童虐待に該当し得るものである（児童虐待の防止等に関する法律第2条第1号（原文ママ）第4号）。
- (2) 本件開示請求の対象文書には、通知表等の学校から保護者に交付される文書も含まれるが、父母が別居中であったとしても、子に関する情報共有が円滑にできる関係であれば、当該文書については、本来監護親から非監護親へ情報共有なされる類の文書であることからすれば、少なくとも父母がそのような関係にないことが推認された。
- (3) 以上のような事情を総合して、法定代理人父による本件開示請求は、法定代理人父からのDVを理由に同人に転居先を告げずに避難している母子の居住先を探索する目的を有している恐れがあり、仮に子である本件開示請求者本人が（法定代理人父が本件開示請求で特定した）〇〇小学校に在籍していた場合、令和〇年度当時のこととはいえ、本件開示請求対象文書を通じて、本件開示請求者本人が同校に就学していることが明らか

答申第8号

となり、ひいては母と本件開示請求者本人の住居が当該小学校の校区内にあることが明らかになることからすれば、本件開示請求対象文書は、DV加害者の可能性がある法定代理人父に対して、本件開示請求者本人の住居を推知する大きな手掛かりを与えることとなるものであって、法第78条第1項1号の開示請求者本人の「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当する。

- (4) 本件開示請求は、学校を特定してなされているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体により、上記のとおり不開示とすべき、本件開示請求者本人の当該学校への就学の有無、ひいては、当該学校区内における母と本件開示請求者本人の住居の存否を明らかにすることとなる。よって、本件開示請求は、法第81条の「当該開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとき」に該当する。
- (5) 一般論として、児童生徒の法定代理人親権者が児童生徒の通う学校から請求対象情報の提供を受ける権利を有すること自体は争わないが、本件処分は、前述のとおり、適法かつ妥当なものであるから、父に対する違法な人権侵害には当たらない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

処分庁は、本件開示請求の対象となる個人情報（以下「本件請求対象個人情報」という。）の存否を答えるだけで、法第78条第1項1号の不開示情報を開示することとなるとして、法第81条の規定に基づき本件請求対象個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件処分を行った。

これに対して、法定代理人父は、本件請求対象個人情報が存在することを把握しているため、法第81条の規定に当たらないことから、本件処分を取り消し、本件請求対象個人情報を開示することを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件開示請求について、処分庁が本件請求対象個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定の妥当性である。

以下、検討する。

(2) 本件処分の妥当性

- ① 法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- ② 保有個人情報の開示請求は、個人の権利利益の保護を目的として、自己を本人とする保有個人情報について実施機関に対し開示を請求することができる制度である。しかしながら、本人自ら開示請求を行うことが困難な場合もあることから、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人については、法第76条第2項に基づき、本人に代わって開示請求をすることができるとされている。
- ③ 法第78条第1項第1号の規定は、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めている。通常、未成年者の法定代理人親権者に対する開示において、本人である未成年者の利益と法定代理人親権者の利益

答申第8号

は一致すると考えられるが、法定代理人親権者からの開示請求であっても、法定代理人親権者の利益と本人の利益が相反し、開示によって本人の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、当該規定により不開示とすることとなる。

- ④ 子の両親の間で、子の処遇や親権、監護権等をめぐって争いがあることがうかがわれる場合で、一方の親が法定代理人親権者の立場で子の保有個人情報の開示を求めたときは、当該保有個人情報の開示の当否の判断において、当該法定代理人親権者が本人の生命、健康、生活又は財産についてどのような知識を有しているかは問題とならず、当該情報の性質そのものから客観的に本人の生命、身体、生活又は財産を害するおそれがあるかどうか、法定代理人親権者の利益と本人の利益が相反し得るかどうかにつき、一般的に判断するのが相当である。
 - ⑤ 本件開示請求は、特定の小学校名を明示して行われており、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにした場合には、開示請求者本人が当該学校に在籍していたか否かが明らかとなる。一般に、学校在籍情報は、当該学校に在籍し、通学する者の生活圏や居住地域を相当程度推知させる情報としての性質を有する。したがって、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることは、開示請求者本人及びその母の生活圏や居住地域に関する情報を推知させる結果をもたらし得る。
 - ⑥ 本件については、法定代理人父と母との間で、開示請求者本人の親権、監護権等をめぐって争いがあることがうかがわれる場合であり、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることにより、開示請求者本人の生活の平穏その他の利益を損なうおそれを否定することはできない。
 - ⑦ したがって、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることは、法78条第1項第1号の不開示情報を開示することになるので、法第81条に該当する。
- (3) 法定代理人父のその他の主張について
- 法定代理人父は、教育基本法第10条第2項により、開示請求者本人に関する情報の提供を受ける権利がある旨を主張するが、本件審査請求は、保有個人情報の開示請求に係る事案であり、本件処分の妥当性は、個人情報の保護に関する法律の規定及び趣旨に基づいて判断されるものであって、当該主張は、審査会の判断を左右するものではない。
- (4) 結論
- 以上により、審査会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

答申第8号

(参考) 審議の経過

年 月 日	審査部会	経 過
令和8年1月13日	—	諮問書を受理
令和8年3月13日	第16回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和8年4月22日	第17回審査部会	審議
令和8年6月24日	第18回審査部会	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和8年7月13日	第19回審査部会	審議
令和8年8月5日	第20回審査部会	審議
令和8年9月4日	第21回審査部会	審議